

四半期報告書

(第65期第2四半期)

自 平成20年7月 1日

至 平成20年9月30日

日本ユニシス株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) ライツプランの内容	24
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	24
(5) 大株主の状況	24
(6) 議決権の状況	25

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	27
(2) 四半期連結損益計算書	29
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	31

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【四半期会計期間】 第65期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 日本ユニシス株式会社

【英訳名】 Nihon Unisys, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 舛 井 勝 人

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲一丁目1番1号

【電話番号】 03(5546)4111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 原 和 弘
法務部長 山 下 良 一

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲一丁目1番1号

【電話番号】 03(5546)4111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 原 和 弘
法務部長 山 下 良 一

【縦覧に供する場所】 関西支社
(大阪市北区中之島二丁目3番33号)

中部支社
(名古屋市中区栄一丁目3番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第2四半期 連結累計期間	第65期 第2四半期 連結会計期間	第64期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高（百万円）	146,890	90,494	337,759
経常利益（百万円）	3,844	7,410	19,265
四半期(当期)純利益（百万円）	1,668	3,994	2,546
純資産額（百万円）	—	86,345	86,341
総資産額（百万円）	—	239,622	258,457
1株当たり純資産額（円）	—	888.05	885.88
1株当たり四半期(当期)純利益 （円）	17.40	41.65	26.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益（円）	17.35	41.54	26.47
自己資本比率（%）	—	35.5	32.9
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	19,380	—	18,591
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△8,005	—	△29,103
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△8,087	—	8,814
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高（百万円）	—	24,891	21,603
従業員数（人）	—	9,731	9,512

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等を含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、3「関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、㈱ネットマークスは平成20年7月1日付で㈱ネットマークスサポートアンドサービスを吸収合併いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	9,731
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	4,490
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数であります。

なお、取締役10人、監査役4人、執行役員23人(取締役兼務者を除く)、顧問13人(特別顧問を含む)、休職40人および他社への出向者651人は含まれておりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績は次のとおりであります。

品目	金額
	百万円
システムサービス	22,583
ソフトウェア	3,315
合計	25,899

- (注) 1. ソフトウェアには、ソフトウェア製品マスター制作までの研究開発費に該当する金額を含んでおります。
2. システムサービスの金額は、販売価格によっております。
3. 上記の金額には、消費税等を含んでおりません。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における売上区分別受注状況を示すと、次のとおりであります。

売上区分	受注高	受注残高
	百万円	百万円
サービス	55,132	109,937
ソフトウェア	9,503	11,466
ハードウェア	12,077	11,438
合計	76,713	132,842

- (注) 1. 受注残高については、1年以内売上予定の残高を記載しております。
2. 上記の金額には、消費税等を含んでおりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を売上区分別に示すと、次のとおりであります。

売上区分	金額
	百万円
サービス	65,623
ソフトウェア	10,605
ハードウェア	14,266
合計	90,494

- (注) 上記の金額には、消費税等を含んでおりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間のわが国経済は、サブプライム住宅ローン問題を背景とする米国での金融不安の拡大と景気の減速、さらに原油や原材料価格の高騰に起因する世界的なインフレ等、多くのリスク要因を抱え先行きが不透明な状況が強まってまいりました。

一方、情報サービス市場におきましては、需要は堅調に推移しているものの、企業のコスト削減、投資対効果(ROI)を重視した投資判断への慎重な姿勢は依然続いており、経営環境の厳しさは継続しております。

このような経営環境の中で、お客様の価値創造に貢献できる高成長企業集団への脱皮を果たすべく、日本ユニシスグループは「ICT市場での事業領域の拡大」と「企業体質の強化」に鋭意取り組んでおります。

当第2四半期連結会計期間においては、ICT事業の更なる強化のために新設したICTサービス本部を中心に、従来のアウトソーシング事業に加え、SaaSなど新しいサービス利用型事業を展開しております。

これら取り組みの一環として、仮想化や運用の自動化など、最新鋭の技術を採用した『次世代IDC(Internet Data Center)基盤』の構築や、当社のデータセンターを補完するバーチャルデータセンター環境として、Amazon.com, Inc.が提供する『Amazon Web Services™』等、インフラリソース・サービスを積極的に活用しています。

また、専用のUSB型認証キーを使用してインターネットに接続したパソコンから日本ユニシスの提供するIDCを経由して、お客さまの社内ネットワークに安全に接続できるSaaS型サービス基盤『SASTIK™サービス』の提供を開始し、多数の引き合いをいただいております。第3四半期より本格的にお客様への導入を計画しております。

基盤事業であるシステムインテグレーション事業の強化に向けては、金融分野における次世代オープン勘定系システム『BankVision®』の販売拡大に加え、ソリューション開発部の新設による、より一層のソリューション戦略の強化やライフサイクル管理の充実、ソリューションのサービス利用型事業への展開を進めております。具体的には、旅行会社向けの、旅行業基幹システム『Travel Concierge®(トラベルコンシェルジュ)』、『Microsoft® Office SharePoint® Server 2007』をベースとした組込み開発プロジェクト支援ソリューション『SharedPro®(シェアードプロ)』、従業員の勤務報告と入退館記録の自動的な突き合わせを実現した『統合ログ管理ソリューション』、『Microsoft Identity Lifecycle Manager』を利用した『統合ID管理ソリューション』等の販売を開始いたしました。また、三井物産㈱と共同開発した次世代物流情報プラットフォーム・サービス『UNITRA®(ユニトラ)』の運用も開始しております。

さらに、当社および当社のグループ会社であるユニアデックス㈱、㈱ネットマークスの3社共同による取り組みの一環としては、ワークスタイル変革コンセプトPowerWorkPlace™のもと、ユニファイド・コミュニケーション・ソリューション(注)を体系化し、社員・組織の業務生産性向上や会議にかかるコスト削減、在宅勤務への対応等をワンストップで構築するサービスを積極的に推進しています。

(注)ユニファイド・コミュニケーション：電話、メール、テレビ、Web会議等、さまざまなコミュニケーションツールを統合した効果的コミュニケーション

また、さらなる事業拡大に向けて、インドのITコンサルティング企業であるインフォシステクノロジーズリミテッドとの戦略アライアンスによる協業も継続的に実施しております。

一方、企業体質強化面では、今年度新設したプロジェクト管理部による第三者プロジェクト監視、管理、指導の機能強化、昨年度から開始した問題の早期発見システムである「行灯システム」等により、サービス品質の向上や不採算案件の大幅な減少等で具体的な効果が出てきています。

当第2四半期連結会計期間の連結業績につきましては、売上高は、採算重視の強化によりネットワークインテグレーションが減少したことからサービス売上が減少し、ハードウェアおよびソフトウェア売上も減少した結果、売上高合計では904億94百万円となりました。また、利益面につきましては、アウトソーシングの大型案件の終了や運用コストの増加、ハードウェアおよびソフトウェア売上の減少があったものの、システムサービスにおいて採算性が向上したこと等から売上総利益が増加したことに加え、販売費及び一般管理費が減少した結果、営業利益は77億2百万円、経常利益は74億10百万円となりました。四半期純利益は39億94百万円となりました。

売上区分別の実績は、次のとおりであります。

①サービス

サービス売上は、採算重視の強化によりネットワークインテグレーションが減収となったことから、656億23百万円となりました。

②ソフトウェア

ソフトウェア売上は、106億5百万円となりました。

③ハードウェア

ハードウェア売上は、採算重視の強化および賃貸が減少傾向にあることから142億66百万円となりました。

なお、売上構成比は、サービス売上は72.5%、ソフトウェア売上は11.7%、ハードウェア売上は15.8%となりました。

(注) 1. 上記金額には消費税等を含んでおりません。

2. Amazon Web Servicesは、アマゾン テクノロジーズ インコーポレイテッドの商標です。

3. SASTIKは、(株)サスライトの商標です。

4. Microsoft、SharePointは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

5. UNITRAは、三井物産(株)の商標です。

6. PowerWorkPlaceは、ユニアデックス(株)の商標です。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の現金及び現金同等物（以下、「資金」という）につきましては、営業活動により得られた資金を営業用コンピュータ等固定資産の取得および借入金の返済等に充当いたしました。その結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物残高は当第1四半期連結会計期間末に比べ26億17百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は248億91百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、49億4百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益75億95百万円、非現金支出費用である減価償却費35億92百万円、および、仕入債務の増加46億95百万円等により増加し、売上債権の増加162億12百万円等により減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、35億7百万円となりました。これは主に、営業用コンピュータ等の有形固定資産の取得による支出14億80百万円、およびアウトソーシング用ソフトウェア開発投資を中心とした無形固定資産の取得による支出21億81百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は、12億9百万円となりました。これは主に、コマーシャル・ペーパーの純増加額による収入30億円により増加し、長期借入金の返済による支出17億75百万円により減少したものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

① 日本ユニシスグループの現状の認識および当面の対処すべき課題の内容

情報サービス市場における経営環境の厳しさに対応し、「高成長企業集団へ脱皮」していくためには、事業の拡大と企業体質の強化の両面から施策を継続実施していくことが必須と考えております。

② 対処方針および具体的な取組状況等

事業の拡大については、新設したICTサービス本部を中心に各事業部門とも連携し、アウトソーシングやSaaSなどサービス利用型事業の拡大に注力してまいります。

さらに、基盤事業のシステムインテグレーションの強化に向け、ソリューション開発部を中心にソリューションの拡充をはかるとともに、システムインテグレーション事業をアウトソーシング、保守サービスという継続型のビジネスとして展開することで、収益構造の強化を目指してまいります。

当社グループ企業の(株)ネットマークスにつきましては、当社から人員の派遣も行い、内部統制を含めた企業基盤を確立するとともに、既に当社本社への移転による拠点統合も終え、保守サービス共有化の施策も始まっております。また、ビジネス協業による業績拡大に向けた取り組みについて継続して実施してまいります。

<株式会社の支配に関する基本方針について>

当社は、平成19年5月25日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成19年6月28日開催の第63回定時株主総会において本プランの導入につき承認を得ております。

① 基本方針の内容

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆さまのご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないものも存在します。当社は、このような不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆さまに長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ 成長計画による企業価値向上への取組み

当社は、お客様と価値を共有するという経営コンセプト(U&U®: Users&Unisys)に基づき、「高成長企業集団への脱皮」という将来ビジョンを掲げ、その達成に取り組んでまいります。戦略としては、競争力の強化に向け、グループ商材、知財の強化によりビジネス機会の最大化を目指す「ICT市場での事業領域拡大」、ビジネスの流れを連鎖させることによりアウトソーシングやサポートビジネスなど中長期契約ビジネスの拡大を目指す「継続型ビジネスの強化」による事業構造の改革と、システムインテグレーション事業におけるプロセス管理・品質管理の徹底等による採算性確保、間接要員の効率化による「企業体質の強化」を基本戦略として取り組んでまいります。

また、株主還元につきましては、当社は、企業価値の増大が最も重要な株主還元であるとの認識のもと、業績に応じた配当を基本方針として、段階的に増配を実施し、安定的、継続的な利益配分に努めてまいります。具体的な配当額につきましては、事業発展のための内部資金の確保に留意しつつ、経営環境等を総合的に勘案し決定させていただきますが、連結配当性向20%を目指してまいります。

ロ コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上への取組み

当社は、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定、責任の明確化および事業の透明性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とする等の施策を実施しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ 本プランの対象となる当社株券等の買付行為

本プランの対象となる当社株券等の買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

ロ 大規模買付ルール概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、提案する大規模買付行為の概要および当該大規模買付者が大規模買付行為に際して大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書を提出していただきます。

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストに記載された情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最長60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または最長90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。したがって、大規模買付行為は取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにご判断いただくことになります。

ただし、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合など、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると当社取締役会が判断したときは、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、例外的に対抗措置をとることがあります。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置をとることがあります。

ホ 特別委員会の設置

本プランにおいて、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、あるいは②大規模買付ルールが遵守された場合であっても、株主共同の利益を守るために適切と考える一定の対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するため、当社は取締役会から独立した組織として特別委員会を設置しております。

当社取締役会は、大規模買付の意向表明または大規模買付行為が行われた場合には、特別委員会に対し当該大規模買付行為に関する情報を開示し、当該大規模買付行為への対応に関して諮問するものとします。特別委員会は、大規模買付者からの提案に対し当社取締役会が評価・検討する際や大規模買付行為に対し当社取締役会が適切と考える一定の対抗措置をとるか否かを判断する際等に勧告を行うものとし、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

特別委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者(経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者)を対象として3名を選任しております。

ヘ 本プランの適用開始、有効期間、廃止等

本プランは、平成19年6月28日開催の第63回定時株主総会においてその導入につきご承認をいただき、有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会(平成22年6月開催予定の当社定時株主総会)の終結の時までとなっております。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、特別委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 上記②、③の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、上記②、③の取組みが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 取締役会の恣意的判断の排除
- 5) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定
- 6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、11億69百万円であります。

当第2四半期連結会計期間においては、ソリューションを支える基盤技術として、企業内に存在するあらゆるシステムから発生するログやIDを収集、統合し、それを分析、配布する仕組みの開発や、大規模なシンクライアントシステムの研究、また、自動車産業金型分野に向け、新しい形状モデリング技術「VMモデルエンジン」を核とした最新・高精度の加工法に対応する新しいCAMシステムの開発など、積極的な研究開発活動を継続しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	109,663,524	109,663,524	東京証券取引所 市場第一部	—
計	109,663,524	109,663,524	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月26日 定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,038
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	303,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 962(注1)
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 962 資本組入額 481
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1)新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(注2)①新株予約権の割当を受けた者が、次表に掲げる各期間において権利行使が可能な新株予約権数の上限は、それぞれ次表のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

期間	権利行使可能な新株予約権数の上限
平成17年7月1日から 平成18年6月30日まで	割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点第1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が10個未満のときは10個まで。
平成18年7月1日から 平成22年6月30日まで	割当を受けた新株予約権数のすべて。

②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使申請日においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。

④この他の条件は、平成15年6月26日開催の定時株主総会および平成15年7月31日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(注3)新株予約権の発行日以降、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させることができるものとする。この場合、承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、権利行使に際して払込をすべき金額、権利行使期間、その他新株予約権の行使の条件についても、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で調整を行うものとする。

平成16年6月25日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,826
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 952(注1)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 952 資本組入額 476
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、譲渡先が当社である場合を除き、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1)新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注2)①新株予約権の割当を受けた者が、次表に掲げる各期間において権利行使が可能な新株予約権数の上限は、それぞれ次表のとおりとする。

期間	権利行使可能な新株予約権数の上限
平成18年7月1日から平成19年6月30日まで	割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点第1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が10個未満のときは10個まで。
平成19年7月1日から平成23年6月30日まで	割当を受けた新株予約権数のすべて。

②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使申請日においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。

④この他の条件は、平成16年6月25日開催の定時株主総会および平成16年7月30日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(注3)新株予約権の発行日以降、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたことにより、当社が新株予約権を消却する場合を除き、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させることができるものとする。この場合、承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、権利行使に際して払込をすべき金額、権利行使期間、その他新株予約権の行使の条件についても、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で調整を行うものとする。

平成17年6月23日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	7,218
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	721,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,763(注1)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,763 資本組入額 882
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、譲渡先が当社である場合を除き、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注1)新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

- (注2)①新株予約権の割当を受けた者のうち、平成17年11月22日開催の取締役会において定めた当社および当社連結子会社の取締役、執行役員および従業員については、新株予約権行使申請日の前月末の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、2,083円(上記(注1)に定める払込金額が調整された場合には、払込金額の調整方法と同一の方法で当該価格を調整する)以上となった場合に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使申請日においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。
- ④この他の条件は、平成17年6月23日開催の定時株主総会および平成17年11月22日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
- (注3)新株予約権の発行日以降、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたことにより、当社が新株予約権を消却する場合を除き、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させることができるものとする。この場合、承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、権利行使に際して払込をすべき金額、権利行使期間、その他新株予約権の行使の条件についても、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で調整を行うものとする。

②会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月22日定時株主総会決議
取締役に対する付与分

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	222
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,434 (注1)
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,954(注2) 資本組入額 1,477
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1)新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注2)発行価格は、行使時の払込金額2,434円にストック・オプションの公正な評価単価520円を合算したものの。

(注3)①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使申請日の前月末の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、2,876円(上記(注2)に定める払込金額が調整された場合には、払込金額の調整方法と同一の方法で当該価格を調整する)以上となった場合に限り、権利を行使することができる。

②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使申請日においても、当社取締役の地位にあることを要す。ただし、当社取締役を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。

④この他の条件は、平成18年6月22日開催の定時株主総会および平成18年9月22日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(注4)新株予約権の発行日以降、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたことにより、当社が新株予約権を無償で取得する場合を除き、当該新株予約権は消滅し、完全親会社となる株式会社の新株予約権を交付させることができるものとする。この場合、交付する新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、権利行使に際して払込みをなすべき金額、権利行使期間、その他新株予約権の行使の条件についても、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で調整を行うものとする。

取締役以外の対象者に対する付与分

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	4,894
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	489,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,434(注1)
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,954(注2) 資本組入額 1,477
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1)新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注2)発行価格は、行使時の払込金額2,434円にストック・オプションの公正な評価単価520円を合算したものの。

- (注3)①新株予約権の割当を受けた者のうち、平成18年9月22日開催の取締役会において定めた当社の取締役を兼務しない執行役員、従業員および当社連結子会社の常勤取締役、執行役員、従業員については、新株予約権行使申請日の前月末の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、2,876円(上記(注2)に定める払込金額が調整された場合には、払込金額の調整方法と同一の方法で当該価格を調整する)以上となった場合に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使申請日においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。
- ④この他の条件は、平成18年6月22日開催の定時株主総会および平成18年9月22日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
- (注4)新株予約権の発行日以降、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたことにより、当社が新株予約権を無償で取得する場合を除き、当該新株予約権は消滅し、完全親会社となる株式会社の新株予約権を交付させることができるものとする。この場合、交付する新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、権利行使に際して払込みをなすべき金額、権利行使期間、その他新株予約権の行使の条件についても、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で調整を行うものとする。

平成19年6月28日定時株主総会決議

取締役に対する付与分

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	562
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,712(注1)
新株予約権の行使期間	平成21年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,108(注2) 資本組入額 1,054
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1)新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注2)発行価格は、行使時の払込金額1,712円にストック・オプションの公正な評価単価396円を合算したもの。

(注3)①新株予約権の割当てを受けた取締役は、新株予約権行使申請日の前月末の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、2,023円(上記(注1)に定める払込金額が調整された場合には、払込金額の調整方法と同一の方法で当該価格を調整する)以上となった場合に限り、権利を行使することができる。

②新株予約権の割当てを受けた取締役は、新株予約権行使申請日においても、当社取締役の地位にあることを要す。ただし、当社取締役を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。

④この他の条件は、平成19年6月28日開催の定時株主総会および平成19年10月2日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

(注4)組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率等の内容に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を付与するものとする。

①合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

取締役以外の対象者に対する付与分

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	6,839
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	683,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,712(注1)
新株予約権の行使期間	平成21年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,108(注2) 資本組入額 1,054
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注2) 発行価格は、行使時の払込金額1,712円にストック・オプションの公正な評価単価396円を合算したものの。

(注3) ①新株予約権の割当てを受けた者のうち、平成19年10月2日開催の取締役会において定めた当社の取締役を兼務しない執行役員、従業員および当社連結子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員、従業員については、新株予約権行使申請日の前月末の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、2,023円(上記(注1)に定める払込金額が調整された場合には、払込金額の調整方法と同一の方法で当該価格を調整する)以上となった場合に限り、権利を行使することができる。

②新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使申請日においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。

④この他の条件は、平成19年6月28日開催の定時株主総会および平成19年10月2日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

(注4) 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率等の内容に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を付与するものとする。

①合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

平成20年6月27日定時株主総会決議

取締役に対する付与分

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	562
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,791(注1)
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,188(注2) 資本組入額 1,094
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合等を除く。）は、払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注2) 発行価格は、行使時の払込金額1,791円にストック・オプションの公正な評価単価397円を合算したものである。

(注3) ①新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、新株予約権行使請求日において、当社取締役の地位にあることを要す。ただし、当社取締役を任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

②新株予約権の割当てを受けた当社取締役は、平成20年5月12日公表の決算短信に記載の平成21年3月期の連結業績予想における通期の当期純利益（当該当期純利益が上方修正された場合は修正後の数値）が達成された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(注4)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

取締役以外の対象者に対する付与分

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	9,067
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	906,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,791(注1)
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,188(注2) 資本組入額 1,094
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注1)割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合等を除く。）は、払込金額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注2)発行価格は、行使時の払込金額1,791円にストック・オプションの公正な評価単価397円を合算したものの。

- (注3)①新株予約権者は、新株予約権行使請求日において、当社または当社連結子会社（持分法適用会社を含む。以下同じ。）の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍または役員就任、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ②新株予約権者のうち、当社の取締役を兼務しない執行役員および別途定める従業員ならびに当社連結子会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員および別途定める従業員については、平成20年5月12日公表の決算短信に記載の平成21年3月期の連結業績予想における通期の当期純利益（当該当期純利益が上方修正された場合は修正後の数値）が達成された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (注4)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年7月1日～平成20年9月30日	—	109,663,524	—	5,483	—	15,281

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1-2-1	30,524	27.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	7,935	7.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,641	5.14
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	4,653	4.24
バンク オブ ニューヨーク ジャーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイー・エイシー(常任代理人:株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	3,086	2.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	3,030	2.76
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	1,865	1.70
全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	1,794	1.64
日本ユニシス従業員持株会	東京都江東区豊洲1-1-1	1,726	1.57
リーマン・ブラザーズ証券株式会社	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー31階	1,432	1.31
計	—	61,691	56.26

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記の他、当社は自己株式13,749,612株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合12.54%)を保有しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)および野村信託銀行株式会社(投信口)の所有株式数は、信託業務に係る株式数です。
4. 野村証券株式会社から、平成20年5月19日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年5月13日現在で同社および共同所有者が以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成20年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	243	0.22
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	10,401	9.48
計	—	10,644	9.71

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成20年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,749,600 (相互保有株式) 普通株式 3,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,886,300	958,863	—
単元未満株式	普通株式 24,624	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	109,663,524	—	—
総株主の議決権	—	958,863	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,800株(議決権38個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式12株が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成20年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本ユニシス株式会 社	東京都江東区豊洲1-1-1	13,749,600	—	13,749,600	12.54
(相互保有株式) 紀陽情報システム株 式会社	和歌山県和歌山市中之島2240	3,000	—	3,000	0.00
計		13,752,600		13,752,600	12.54

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	平成20年 5月	平成20年 6月	平成20年 7月	平成20年 8月	平成20年 9月
最高(円)	1,485	1,614	1,680	1,732	1,728	1,708
最低(円)	1,133	1,358	1,483	1,504	1,506	1,158

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第3号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）および当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,891	21,613
受取手形及び売掛金	64,744	88,663
有価証券	49	49
商品	11,728	9,412
製品	431	380
原材料	314	215
仕掛品	9,376	7,456
貯蔵品	18	24
繰延税金資産	9,276	10,085
その他	10,090	8,735
貸倒引当金	△475	△475
流動資産合計	130,445	146,160
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,527	4,642
機械装置及び運搬具（純額）	11,886	12,997
その他（純額）	4,705	3,511
有形固定資産合計	※1 21,119	※1 21,150
無形固定資産		
のれん	1,741	1,721
ソフトウェア	36,101	36,117
その他	37	29
無形固定資産合計	37,880	37,869
投資その他の資産		
投資有価証券	17,164	18,641
繰延税金資産	8,773	8,938
前払年金費用	13,117	14,086
その他	11,767	13,234
貸倒引当金	△647	△1,623
投資その他の資産合計	50,175	53,277
固定資産合計	109,176	112,297
資産合計	239,622	258,457

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	25,173	34,744
短期借入金	12,281	14,500
1年内返済予定の長期借入金	9,471	8,750
コマーシャル・ペーパー	11,000	12,500
未払法人税等	1,059	3,120
引当金	979	1,325
その他	30,071	29,874
流動負債合計	90,036	104,815
固定負債		
社債	10,000	10,000
長期借入金	49,153	53,650
繰延税金負債	1,035	1,052
退職給付引当金	1,264	1,308
その他の引当金	340	246
負ののれん	62	70
その他	1,384	973
固定負債合計	63,239	67,301
負債合計	153,276	172,116
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,483	5,483
資本剰余金	15,475	15,494
利益剰余金	84,140	83,046
自己株式	△19,260	△19,318
自己株式申込証拠金	0	—
株主資本合計	85,839	84,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△681	240
繰延ヘッジ損益	△5	△39
為替換算調整勘定	23	22
評価・換算差額等合計	△663	224
新株予約権	431	285
少数株主持分	739	1,125
純資産合計	86,345	86,341
負債純資産合計	239,622	258,457

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
売上高	146,890
売上原価	110,530
売上総利益	36,360
販売費及び一般管理費	※1 32,242
営業利益	4,117
営業外収益	
受取利息	101
受取配当金	248
その他	158
営業外収益合計	508
営業外費用	
支払利息	633
その他	147
営業外費用合計	781
経常利益	3,844
特別利益	
投資有価証券売却益	10
受取和解金	423
その他	0
特別利益合計	433
特別損失	
固定資産除売却損	42
投資有価証券評価損	62
事務所移転費用引当金繰入額	166
貸倒引当金繰入額	36
その他	27
特別損失合計	335
税金等調整前四半期純利益	3,942
法人税、住民税及び事業税	852
法人税等調整額	1,552
法人税等合計	2,404
少数株主損失(△)	△130
四半期純利益	1,668

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月 1日 至 平成20年9月30日)	
売上高	90,494
売上原価	66,927
売上総利益	23,566
販売費及び一般管理費	※1 15,864
営業利益	7,702
営業外収益	
受取利息	42
受取配当金	19
その他	95
営業外収益合計	157
営業外費用	
支払利息	319
その他	129
営業外費用合計	448
経常利益	7,410
特別利益	
投資有価証券売却益	10
受取和解金	423
その他	0
特別利益合計	433
特別損失	
固定資産除売却損	28
投資有価証券評価損	40
事務所移転費用引当金繰入額	166
その他	13
特別損失合計	249
税金等調整前四半期純利益	7,595
法人税、住民税及び事業税	847
法人税等調整額	2,757
法人税等合計	3,604
少数株主損失(△)	△4
四半期純利益	3,994

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	3,942
減価償却費	7,173
のれん償却額	54
負ののれん償却額	△8
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△43
その他の引当金の増減額 (△は減少)	△1,228
受取利息及び受取配当金	△349
支払利息	633
売上債権の増減額 (△は増加)	23,919
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△4,379
仕入債務の増減額 (△は減少)	△9,494
その他	2,353
小計	22,571
利息及び配当金の受取額	350
利息の支払額	△641
法人税等の支払額	△2,899
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,380
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,448
有形固定資産の売却による収入	169
無形固定資産の取得による支出	△4,479
投資有価証券の取得による支出	△296
投資有価証券の売却による収入	15
その他	33
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,005
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△2,218
長期借入金の返済による支出	△3,775
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	△1,500
自己株式の取得による支出	△1
ストックオプションの行使による収入	40
配当金の支払額	△575
少数株主への配当金の支払額	△36
その他	△21
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,087
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,288
現金及び現金同等物の期首残高	21,603
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 24,891

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>㈱ネットマークスは平成20年7月1日付で㈱ネットマークスサポートアンドサービスを吸収合併しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>22社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価基準によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価基準（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。</p> <p>なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p> <p>(2) ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準の変更</p> <p>ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準については、従来、検収基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）が平成21年4月1日より前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、第1四半期連結会計期間に着手したソフトウェアの請負開発契約から、当第2四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる当社の原価規模100百万円以上の契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。</p> <p>なお、これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞれ491百万円増加しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)</p>
	<p>(3) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準を適用し、平成20年4月1日以後に契約したリース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、これによる損益への影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、74,071百万円であります。</p> <p>2 偶発債務 従業員の銀行借入金(住宅ローン)に対する保証債務 2,276百万円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、77,743百万円であります。</p> <p>2 偶発債務 従業員の銀行借入金(住宅ローン)に対する保証債務 2,459百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)																				
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。</p> <p>販売費</p> <table> <tr> <td>営業支援費</td> <td>1,114百万円</td> </tr> <tr> <td>旅費及び交通費</td> <td>1,020百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>757百万円</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員給与手当</td> <td>15,113百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>1,044百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>1,648百万円</td> </tr> <tr> <td>事務所管理費</td> <td>1,245百万円</td> </tr> <tr> <td>事務機械化費</td> <td>2,411百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>2,242百万円</td> </tr> </table>	営業支援費	1,114百万円	旅費及び交通費	1,020百万円	広告宣伝費	757百万円	一般管理費		従業員給与手当	15,113百万円	退職給付費用	1,044百万円	賃借料	1,648百万円	事務所管理費	1,245百万円	事務機械化費	2,411百万円	研究開発費	2,242百万円
営業支援費	1,114百万円																			
旅費及び交通費	1,020百万円																			
広告宣伝費	757百万円																			
一般管理費																				
従業員給与手当	15,113百万円																			
退職給付費用	1,044百万円																			
賃借料	1,648百万円																			
事務所管理費	1,245百万円																			
事務機械化費	2,411百万円																			
研究開発費	2,242百万円																			

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月 1日 至 平成20年9月30日)																				
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。</p> <p>販売費</p> <table> <tr> <td>営業支援費</td> <td>543百万円</td> </tr> <tr> <td>旅費及び交通費</td> <td>512百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td>316百万円</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員給与手当</td> <td>7,459百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>511百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>795百万円</td> </tr> <tr> <td>事務所管理費</td> <td>572百万円</td> </tr> <tr> <td>事務機械化費</td> <td>1,185百万円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>1,169百万円</td> </tr> </table>	営業支援費	543百万円	旅費及び交通費	512百万円	広告宣伝費	316百万円	一般管理費		従業員給与手当	7,459百万円	退職給付費用	511百万円	賃借料	795百万円	事務所管理費	572百万円	事務機械化費	1,185百万円	研究開発費	1,169百万円
営業支援費	543百万円																			
旅費及び交通費	512百万円																			
広告宣伝費	316百万円																			
一般管理費																				
従業員給与手当	7,459百万円																			
退職給付費用	511百万円																			
賃借料	795百万円																			
事務所管理費	572百万円																			
事務機械化費	1,185百万円																			
研究開発費	1,169百万円																			

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
(平成20年9月30日現在)	
(百万円)	
現金及び預金勘定	24,891
現金及び現金同等物	24,891

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)および当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
 普通株式 109,663千株
2. 自己株式の種類及び株式数
 普通株式 13,750千株
3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高
 ストック・オプションとしての新株予約権 親会社 431百万円
4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	575	6.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月4日 取締役会	普通株式	719	7.50	平成20年9月30日	平成20年12月9日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）および当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

当社グループは、コンピュータ、ソフトウェア、その他関連商品ならびにこれらに関する各種サービスを提供する単一事業区分の業務を営んでいるため、事業の種類別セグメント情報の記載を行っておりません。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）および当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

連結売上高の合計に占める日本の割合が90%を越えるため、所在地別セグメント情報の記載を行っておりません。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）および当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

連結売上高に対する海外売上高の割合が僅少なため、海外売上高の記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役 8 人 当社使用人(執行役員、従業員) 395 人 当社子会社取締役 23 人 当社子会社使用人(執行役員、従業員) 265 人
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 963,600株
付与日	平成20年8月15日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使請求日において、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍または役員就任、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。 ②当社取締役、当社の取締役を兼務しない執行役員および別途定める従業員ならびに当社連結子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員および別途定める従業員については、平成20年5月12日公表の決算短信に記載の平成21年3月期の連結業績予想における通期の当期純利益(当該当期純利益が上方修正された場合は修正後の数値)が達成された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	平成20年8月15日～平成22年6月30日
権利行使期間	平成22年7月1日～平成27年6月30日
権利行使価格	1,791 円
付与日における公正な評価単価	397 円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	888.05 円	1株当たり純資産額	885.88 円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	86,345	86,341
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,170	1,411
(うち自己株式申込証拠金)	(0)	(-)
(うち新株予約権)	(431)	(285)
(うち少数株主持分)	(739)	(1,125)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	85,174	84,930
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(株)	95,912,661	95,871,049

2. 1株当たり四半期純利益等

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月 1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益	17.40 円	1株当たり四半期純利益	41.65 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	17.35 円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	41.54 円

(注) 1株当たり四半期純利益および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月 1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	1,668	3,994
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,668	3,994
期中平均株式数(株)	95,886,697	95,898,179
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
(うち新株予約権)	(256,400)	(271,965)
普通株式増加数(株)	256,400	271,965
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………719百万円

(ロ) 1株当たりの金額 ……………7円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日および支払開始日……………平成20年12月9日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月6日

日本ユニシス株式会社

取締役会 御中

監査法人 トー マ ツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 島 洋 太 郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 樋 口 義 行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 轟 一 成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ユニシス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ユニシス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。